

港湾運送事業関係料金 I
(港湾荷役、はしけ運送、輸出貨物船積、検数)

＜注意＞

各料金は平成 12 年 11 月 1 日から（検数・検量・鑑定の料金については平成 18 年 5 月 15 日から）届出制となっており、各港湾運送事業者において本料金表と異なる料金表の届出がなされている場合は、その料金となります。このため、以下の料金表は【参考】となります。

各料金の説明中、消費税率は平成 26 年 4 月 1 日に 5 % から 8 % に改正されます。

〔1〕 港湾荷役料(船内・沿岸一貫荷役料) 【参考】

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)

横浜港湾荷役協会 Tel 045-671-5551
平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1 トンにつき、単位 円)

品目				金額		
				接岸本船⇄ 上屋・野積場内	接岸本船⇄ 上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実入		1,193	1,066	
		空		1,014	905	
	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ プレスリング			2,305	2,112	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			1,803	1,653	
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			2,524	2,298	
包 装 品	袋物			3,156	2,883	
	バール物			3,071	2,802	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		3,460	3,183	
		機械類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		2,524	2,298	
		青果類		2,594	2,355	
		冷凍品・冷蔵品			5,006	
有 姿 貨 物	タイヤ			2,378	2,199	
	巻取紙(内地産)			1,908	1,706	
	木材	岸壁揚の もの	原木	米国材、南洋材	1,739	1,563
				北洋材	2,361	2,188
			製材		1,870	1,689
	非鉄金属類(半製品・鉄銑鉄・地金)			2,803	2,520	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)			2,700	2,467
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル			2,297	2,100
	石材			2,751	2,556	
撤 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)			1,861	1,667	
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石			2,578	2,347	
	砂糖			2,493	2,312	

2 割増料金

種別	内 容	割増料
半夜荷役 土曜日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 6 割増
日曜日・祝日祭荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3 割引料金

(1) 大口数量割引

貨物量が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、基本料金の 5%引

貨物量が 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について、基本料金の 7%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5%引

3 ヶ月以上の長期契約があること

1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

4 諸料金

(1) 待機料金

(1 口 1 時間につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16~22 人 (19 人)	23~29 人 (26 人)	30~36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼夜区分					
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	54,530	84,930	115,350	145,780	171,680
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	84,830	132,110	179,440	226,770	267,060

(2) 最低料金

(1 口につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	15 人以下 (12 人)	16~22 人 (19 人)	23~29 人 (26 人)	30~36 人 (33 人)	37 人以上 (40 人)
昼夜区分					
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000
半夜(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	432,600	673,780	915,110	1,156,520	1,362,000

5 分担金等

区分	金額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 8 円
港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 7 円

6 消費税の加算

(1) 料金の総額に 5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受の場合、又は異なる委託者からであっても、当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量とな

る引受の場合等、船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が、一貫して行える場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内⇄上屋・野積場内」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷)上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内⇄上屋・野積場前」の場合

(揚荷)接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷)上屋・野積場前, 又は貨車・トラック等の車側による貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が

1,000トン以上3,000トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の5%

3,000トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

①3ヶ月以上の長期契約があること

②1ヶ月間に2回以上の反復継続の引受があること

③1回当たりの荷役量が3,000トンを超えること

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港時、本船積み込み貨物の到着時、又は天候、或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

①荷役手配の取消の場合

(ア) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(イ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

②半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が判ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容量いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは 20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きします。

8 その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰、又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役・荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

〔2〕港湾荷役料（船内荷役料） 【参考】

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

横浜港湾荷役協会 Tel 045-671-5551

平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

（1 トンにつき、単位 円）

品 目				金 額	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		586	
		空		498	
	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ、プレスリング			1,412	
	ノックダウン自動車			1,110	
	完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)				
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			1,465	
包 装 品	袋物			1,885	
	ペール物			1,813	
	カートンケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		2,185	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,465	
		青果類		1,469	
		冷凍品・冷蔵品		3,713	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,561	
	巻取紙(内地産)			949	
	木材	水落しのもの	原木		639
		岸壁揚のもの	原木	米国材、南洋材	902
				北洋材	1,574
			製材		1,019
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			1,466	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,619	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)		1,378	
	石材			1,868	
撤 貨 物	小麦粉、肥料原料、鉍礦石(粉)			938	
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石			1,496	
	砂糖			1,674	

2 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半夜荷役 土曜日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に 国民の祝日振替休日を含む)がある場合におけ る土曜日を除く荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3 割引料金

(1) 大口数量割引

①貨物量が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について、基本料金の 5 引。

②貨物量が 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について、基本料金の 7 % 引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5 % 引

①3 ヶ月以上の長期契約があること

②1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③1 回当りの荷役量が 3,000 トンを超えること

4 諸料金

(1) 待機料金

(1 口 1 時間につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	9 人以下 (7.5 人)	10～13 人 (11.5 人)	14～17 人 (15.5 人)	18～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼夜区分					
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
夜間(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760

(2) 最低料金

(1 口につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	9 人以下 (7.5 人)	10～13 人 (11.5 人)	14～17 人 (15.5 人)	18～21 人 (19.5 人)	22 人以上 (22.5 人)
昼夜区分					
昼間(8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
夜間(16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680

5 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律)1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき 3 円 50 銭

6 消費税の加算

(1) 料金の総額に 5 % を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金(船内荷役料金)は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。

(2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(4) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において、荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

①1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金 5%

②3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について基本料金の 7%に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引きます。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5%に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引きます。

①3 ヶ月以上の長期契約があること

②1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超えること

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積み込貨物の到着待、又は天候、或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機期間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

①荷役手配の取消の場合

(ア) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。

(イ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

②半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当り 32 トン、40 フィート型は 1 個当り 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

- また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

- (2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

8 その他

- (1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間取極め又は慣習によります。

船内荷役料金の別掲料金（横浜港）

平成 7 年 8 月 12 日 実施

1 ハッチ、ビーム開閉作業手伝料金

(1 碇泊、1 船艙につき、単位 円)

区 分	昼 間	夜 間
2,000G/T 以下	5,950	8,370
2,001～4,000G/T	8,960	12,540
4,001～6,000G/T	14,940	20,950
6,001G/T 以上の一般貨物船	29,940	41,950
外国撤貨物船	35,960	50,330
スチールハッチ装備船(自動開閉式に限る)の中蓋開閉作業を行った場合	5,950	8,370

備考 (1) 停泊中船長の命令、天候その他の事由で中間時に当該作業を行った場合は、実作業時間に対し、港湾荷役料金(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

(2) 特殊船艙(ディーブタンク、冷蔵庫等)の当該作業は実作業時間に対し港湾荷役料金(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

(3) 本船乗組員により本作業が行われた場合、その所要時間に対し港湾荷役料金(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

2 スタンバイギアー料金

(1 碇泊、1 船艙、1 セットにつき、単位 円)

区 分	昼 間	夜 間
デリックの上下及びトリミング	39,800	59,500
トリミング	23,670	35,210

備考 但し、本船乗組員により本作業が行われた場合、又は中間時に当該作業を行った場合は、その所要時間に対し港湾荷役料金(船内・沿岸一貫又は船内荷役料金)の待機料金相当額を申し受けます。

3 スーパーバイザー及びエキストラレバー料金

(1人につき、単位 円)

区 分	昼 間	夜 間
スーパーバイザー	37,670	55,400
エキストラレバー	32,010	47,090

備考 手配取消の場合は荷役開始1時間前までは本料金の6割、それ以降は10割を申し受けます。

4 待機料金

(1口1時間につき、単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10～13人 (11.5人)	14～17人 (15.5人)	18～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分					
昼間(08:30-16:30)	34,030	52,170	70,300	88,440	102,060
半夜(16:30-21:30)	52,940	81,150	109,360	137,570	158,760
深夜(21:30-03:00)	54,970	84,280	113,590	142,920	164,890

備考 横浜港においては原則として、標準ギャングサイズ(15.5人)を適用します。但し、特殊貨物の場合は、別途事前協議とします。

5 船内荷役の最低料金

(1口につき、単位 円)

1口の作業構成員数 による区分	9人以下 (7.5人)	10～13人 (11.5人)	14～17人 (15.5人)	18～21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼夜区分					
昼 間	269,970	413,880	557,710	701,620	809,680
半 夜	430,290	659,740	889,170	1,118,630	1,290,770

備考 荷役中止、半端作業又は船型、貨種による荷役能率低下等によって、その請求額が上記の金額に満たない場合は、その請求額を含めて、上記の金額を申し受けます。

6 フォークリフトの使用料金

(1台、1時間につき、単位 円)

区 分	昼 間	夜 間
2.5トンまで	5,420	7,080

備考 (1) 委託者の要求により本船艀内において使用する場合に適用します。

(2) 最低料金は4時間分を申し受けます。

(3) 2.5トン以上のフォークリフトを使用する場合及び沖荷役に使用する場合の運搬費は実費を申し受けます。

7 割増料金

(1) 深夜荷役(21時30分から3時まで)は基本料金の13割増とします。

(2) 港湾荷役料金(船内・沿岸一貫及び船内荷役料金)I-4の諸料金、並びに別掲料金についても、土曜日割増(6割)、祝祭日割増(10割)を申し受けます。

8 危険品の取扱について

危険品の取扱は下記によります。但し、分類は検数料金表の付帯作業等料金中の甲、乙、丙、分類表を適用します。

甲 類 5,391円

乙 類 4,182円

丙 類 2,522円

9 料金表の基本料金適用品目限定取扱要領

(1) 袋物(紙、ビニール入)の適用品目

穀飼類(紙、ビニール入)、塩、砂糖(紙、ビニール入)、セメント肥料類(紙、ビニール入)、曹達類(紙、ビニール入)に限定し、その他の紙、ビニール袋物貨物(合成樹脂等)は雑貨を適用します。

(2) 袋物(麻袋入)の適用品目

小麦、ミール、ビートパルプ、ふすまの袋物(麻袋入)に限定し、その他の麻袋入貨物は雑貨を適用します。

(3) ベール物の適用品目

綿花、羊毛、麻類に限定し、その他のベール物は雑貨を適用します。

(4) 鋼材の適用品目

鋼材の有姿貨物に限定し、包装品は雑貨類を適用します。

10 荷繰作業料金

作業形態	料金内容
同一船艙内における作業の場合	船内荷役料金
他船艙への作業の場合	船内荷役料金+船内荷役料金
はしけ使用による作業の場合	船内荷役料金+はしけ運送料金+船内荷役料金
岸壁利用による作業の場合	船内荷役料金+沿岸荷役料金+船内荷役料金

備考 本料金は、荷繰作業を行った場合に適用します。

なお、本料金には、それぞれの作業形態に応じて、港湾荷役料金(船内荷役料金・沿岸荷役料金)、はしけ運送料金に係る所定の割増料金等を適用します。

11 本船直移し作業料金

作業形態	区分	料金内容
甲本船から乙本船への直移し作業	両船とも 500 総トン以上の船舶である場合	船内荷役料金+船内荷役料金
	いずれか一方が 500 総トン未満の船舶である場合	船内荷役料金+(船内荷役料金×1/2)

備考 本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金等を適用します。

12 港外割増

別途協議

13 荷役手配の事項

(1) 昼間荷役の手配申し受けは、原則として前日の 15 時までとします。

(2) 夜間荷役の手配申し受けは、原則として当日の 15 時までとします。

(3) 月曜日昼間荷役の手配申し受けは、原則として土曜日の 15 時までとします。

14 作業に従事する時間帯

第一部 8 時 30 分より 16 時 30 分 19 時 00 分より翌朝 3 時 00 分

但し、祝日の荷役は 8 時 30 分より 15 時 30 分

15 昼間、夜間、深夜の区別

昼間：8 時 30 分～16 時 30 分 半夜：16 時 30 分～21 時 30 分 深夜：21 時 30 分～3 時 00 分

〔3〕港湾荷役料（沿岸荷役料） 【参考】

（総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く）

横浜港湾荷役協会 Tel 045-671-5551
平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内又は上屋・野積前

（1 トンにつき、単位 円）

品目				金 額		
				接岸本船船側・はしけ内 ⇄上屋・野積場内	接岸本船船側・はしけ内 ⇄上屋・野積場前	
ユニ タイ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		670	536	
		空		569	455	
	パレタイズ貨物、バンパック、バックコンテナ、プレスリング			1,014	811	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			788	630	
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			1,192	954	
包 装 品	袋物			1,437	1,150	
	ペール物			1,420	1,136	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		1,457	1,166	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,192	954	
		青果類		1,262	1,010	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,556	
有 姿 貨 物	タイヤ			942	754	
	巻取紙(内地産)			1,059	847	
	木材	岸壁揚 のもの	原木	米国材、南洋材	929	743
				北洋材	911	729
			製 材		949	759
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地鉄)			1,484	1,187	
	鋼材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,223	978	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル		1,040	832	
	石材			1,028	822	
物 撤 貨	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)			1,021	817	
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石			1,218	974	
	砂糖			950	760	

2 割増料金

種別	内容	割増率
半夜荷役 土曜日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日まで間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭 日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3 割引料金

(1) 大口数量割引

- ①貨物量が 1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%引
- ②貨物量が 3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量について、基本料金の 7%引

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の 5% 引

- ① 3 ヶ月以上の長期契約があること
- ② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること
- ③ 1 回当りの荷役量が 3,000 トンを超えること

4 諸料金

(1) 待機料金

(1 口 1 時間につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	4～6 人 (5 人)	7～9 人 (8 人)	10～12 人 (11 人)	13～15 人 (14 人)	16～18 人 (17 人)	19～21 人 (20 人)
昼夜区分						
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	20,500	32,760	45,050	57,340	69,620	81,920
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	31,890	50,960	70,080	89,200	108,300	127,430

(2) 最低料金

(1 口につき、単位 円)

1 口の作業構成員数 による区分	4～6 人 (5 人)	7～9 人 (8 人)	10～12 人 (11 人)	13～15 人 (14 人)	16～18 人 (17 人)	19～21 人 (20 人)
昼夜区分						
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	162,630	259,900	357,400	454,900	552,320	649,900

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

(1 トンにつき、単位 円)

区 分	金 額
袋物・ボール物及びこれらに類似した作業能率のもの	2,473
雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	2,217
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	1,986

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の 3 割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の 8 割とします。

(7) 上屋保管料金

(1 日 1 トンにつき、単位 円)

区 分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
貨物分類		
コンテナ(野積場)	13	9
繊維原料類	57	43
青果	57	43
窯製品	68	57
その他の貨物	100	81

- (注) 1 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
 2 コンテナについては、野積場置き料の料金とします。
 3 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物に着いては、本料金の2割増とします。

5 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 1 円 50 銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円 50 銭

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
 (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金(沿岸荷役料金)は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場内」の場合

ア 接岸本船船側⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内⇄上屋・野積場内の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内⇄上屋・野積場前」の場合

ア 接岸本船船側⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側にある貨物を本船船側へ移送する作業。

イ はしけ内⇄上屋・野積場前の場合

(揚荷) はしけ内の貨物を陸揚げし、上屋・野積場前又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物をはしけ内へ移送し積付けるまでの作業

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日、祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

5 割引料金

割引料金の適用方は次のとおりとします。

(1) 大口数量割引

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が

1,000 トン以上 3,000 トン未満の場合、当該貨物の全量について基本料金の 5%

3,000 トン以上の場合、当該貨物の全量については基本料金の 7%

に相当する金額を、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額からそれぞれ割引します。

(2) 長期大量割引

同一委託者からの引受において、次のいずれの項目にも該当する場合は、当該取扱貨物量にそれぞれの基本料金を乗じて得た合計額の 5% に相当する額を、当該引受に係る請求額から割引します。

① 3 ヶ月以上の長期契約があること

② 1 ヶ月間に 2 回以上の反復継続の引受があること

③ 1 回当たりの荷役量が 3,000 トンを超える

6 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては 8 時 30 分、半夜荷役にあつては 16 時 30 分)以降における本船入港待、本船積み込貨物の到着待、又は天候、或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8 時 30 分から 16 時 30 分までの間、半夜荷役にあつては、16 時 30 分から 21 時 30 分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ア 荷役手配の取消の場合

(ア) 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の 15 時)以降 2 時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

(イ) 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日 15 時)以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

イ 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止、又は少量作業、或いは待機が判ったこと等により、昼間荷役及び

半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰、又はコンテナ出し上屋入れ作業料金

本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

上屋内(CFSを含む)の貨物をその上屋内、又は戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(CFSを含む)に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

本料金は、船舶、又は、はしけ積み卸し貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

また、割引料金が重複する場合には、基本料金のそれぞれの割引率を乗じて各割引料金を算出し、これらの金額を差し引きます。

8 その他

(1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船、特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者の間の取極め又は、慣習によります。

沿岸荷役料金の別掲料金(横浜港)

平成7年8月12日実施

1 上屋山側入出料金

上屋・野積場山側入れ、又は出し料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

車 側 ←————→ 上屋・野積場内

(入) 車側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業

(出) 上屋・野積場内の貨物を搬出し、車側まで移送する作業。

一般貨物	上屋内料金の8割
撒貨物	上屋内料金の3割

ただし、撒貨物であっても上屋内に蔵置することが原則である貨物及び屑鉄類撒は、一般貨物の料金を適用します。

2 トラック積卸料金

本料金は、沿岸荷役料金のⅡ-2-(2)及び別掲料金1に先行、又は後続して行われる車積、車卸作業に適用し、上屋内料金の4割以内とします。

(備考) 別掲1、2の料金に対しては、沿岸荷役料金のⅠ-2割増料金、Ⅰ-3割引料金、及びⅡ料金の適用方の規定を準用します。

3 エキストラレバー料金

(1人につき、単位 円)

昼 間	夜 間
32,010	47,090

4 委託者の都合によりトラッククレーン等の手配を取消、又は待機させた場合は別途実費を申し受けます。

〔４〕港湾荷役料(小型船荷役料) 【参考】

(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)

横浜港湾荷役協会 Tel 045-671-5551
平成 7 年 8 月 4 日 許可 平成 7 年 8 月 12 日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1) 総トン数 1,000 トン未満, 500 トン以上の小型船内⇔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき、単位 円)

品目				金 額		
				本 船 内 ⇄ 上 屋・野積場内	本 船 内 ⇄ 上 屋・野積場前	
ユ ニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入	785	728	
			空	666	618	
	パレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ プレスリング			1,891	1,754	
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)			1,481	1,374	
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)			2,058	1,895	
包 装 品	袋物			2,582	2,386	
	ベール物			2,510	2,316	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)		2,851	2,652	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		2,058	1,895	
		青果類		2,109	1,937	
		冷凍品・冷蔵品		—	4,218	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,968	1,840	
	巻取紙(内地産)			1,259	1,169	
	木 材	岸壁揚の もの	原 木	米国材、南洋材	1,400	1,274
				北洋材	1,959	1,834
			製 材		1,513	1,384
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地金)			2,258	2,056	
	鋼 材	一般鋼材(口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,898	1,795	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの)、コイル		1,614	1,526	
	石材			2,290	2,150	
撤 貨	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)			1,494	1,356	
	鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石			2,103	1,937	
	砂糖			2,070	1,941	

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内又は上屋・野積場前

品目				金額		
				本船内⇔上 屋・野積場内	本船内⇔上 屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ		実入り	781	625	
			空	663	530	
	バレタイズ貨物、バンパック、バッグコンテナ プレスリング		1,182	945		
	ノックダウン自動車 完成車(重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		918	735		
	完成車(重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,388	1,110		
包 装 品	袋物		1,674	1,339		
	ベール物		1,655	1,323		
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		1,698	1,359	
		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)		1,388	1,110	
		青果類		1,470	1,177	
		冷凍品・冷蔵品		—	1,812	
有 姿 貨 物	タイヤ			1,097	878	
	巻取紙(内地産)			1,234	987	
	木 材	岸 壁 揚 物	原木	米国材、南洋材	1,082	866
				北洋材	1,061	849
			製材		1,105	884
	非鉄金属類(半製品・銑鉄・地鉄)			1,729	1,383	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管を含むもの)		1,425	1,140	
		鋼管(口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,212	970	
	石材			1,197	958	
	撤 貨 物	小麦、肥料原料、鉍礦石(粉)			1,190	952
鉍礦石(塊)、特殊鉍礦石			1,420	1,136		
砂糖			1,106	885		

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役 土曜日荷役	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役 土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝 日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除 く。)における荷役	基本料金の 6 割増 基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10 割増

3 割引料金

大口数量割引 貨物量が 1,000 トン以上の場合、基本料金の 5%引

4 分担金等

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内

⇔上屋・野積場内、又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 8 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 7 円

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内⇔上屋・野積場内、又は上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1 トンにつき 4 円
(2) 港湾労働法関係付加金	各貨物(一律) 1 トンにつき 1 円 5 0 銭
(3) 労働安定基金	各貨物(一律) 1 トンにつき 3 円 5 0 銭

5 消費税の加算

(1) 料金の総額に 5% を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。

(2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します

II 料金の適用方

1 適用範囲

この港湾荷役料金(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金)は

(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内⇔上屋・野積場内、又は戸前迄の荷役

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内⇔上屋・野積場内、又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1) 及び (2) に該当する小型船荷役で船内荷役のみ、又は沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金(船内荷役料金)、又は港湾荷役料金(沿岸荷役料金)を適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「本船内⇔上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(2) 「本船内⇔上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前、又は貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 土曜日荷役割増

土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日(振替休日を含む)がある場合における土曜日を除く)における荷役について、所定の土曜日荷役割増を適用します。

(3) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

5 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの 1 荷役の引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から 5%を割引きます。

6 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20 フィート型未満のコンテナは 20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとします。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて、各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

7 その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰、又はコンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において、当事者間の取極め、又は慣習によります。

〔5〕はしけ運送料 【参考】

横浜回漕協会 Tel 201-9448

平成7年8月4日 認可 平成7年8月12日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1 トンにつき、単位 円)

品目	金 額		
	港湾内運送		指定区間運送
	通常の港湾内	特定地区との間	
ユニタイズ貨物、一般包装品、有姿貨物	1,258	1,591	⑦1,924 ⑧2,258
撤貨物	1,135	1,469	⑦1,802 ⑧2,135

①特定地区：東京港地区は、隅田川勝どき橋上流、荒川葛西橋上流、豊洲運河各地区
横浜港地区は、川崎港、根岸湾地区とします。

②指定区間：⑦東京港と横浜港、川崎港及び千葉港との間
⑧横浜港と千葉港との間とします。

2 割増料金

種 別	内 容	割増率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

3 諸料金

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船舶側におけるはしけ内の荷捌作業に適用します。(1 トンにつき、単位 円)

品 目	金 額
一般包装品	133
ユニタイズ貨物、有姿貨物、撤貨物	66

(注) 本料金は、1 はしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき66円増しとします。

なお、本料金には、港湾荷役料金(船内荷役料金)に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞船料金

積載貨物トン数1トン1日につき145円とします。

ただし、本料金は貨物の積荷役日を含めて4日間以内にはしけ運送が完了(はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで)しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間に適用します。

(3) 最低料金

1 運送の引受量が100 トンに満たない場合に適用し、当該引受量が100 トンに満たない場合は、100 トン分とします。

4 分担金等

区 分	金 額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき4円
労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき3円50銭

5 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側⇄沿岸間、又は、沿岸⇄沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は次のとおりとします

(1) 本船船側⇄沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸⇄沿岸側における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷繰作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

(1) 半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日・祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日運送割増を適用します。

4 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容量いずれか大なる方とし、重量は1,000kg、容積は1.133m³をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入り・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

5 その他

- (1) 特殊貨物(海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)及び特殊運送(荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

〔6〕輸出貨物船積料 【参考】

下記、輸出貨物船積料金早見表につきましては、認可料金から届出料金となっております。
各事業者へ直接お問い合わせ下さい。

京浜海運貨物取扱同業会 Tel 671-9825

平成7年8月12日 実施

輸出貨物船積料金早見表

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1) 上屋入れよりはしけ取り・本船積みの場合(A)

(1トンにつき、単位 円)

品目			内訳		合計 船積み料金
			船積み料金	分担金等	
ユニ タイ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		4,701	18.75	4,719.75
	ノックダウン自動車・完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		4,306	18.75	4,324.75
包 装 品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		6,023	18.75	6,041.75
	ベール物		5,735	18.75	5,753.75
	カートン ケース クレート	雑貨類	6,060	18.75	6,078.75
		機械類(1 個当り 5 トン未満のもの)			
有 資 貨 物		機械類(1 個当り 5 トン以上のもの)	5,596	18.75	5,614.75
	タイヤ		4,971	18.75	4,989.75
	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		5,462	18.75	5,480.75

(注) 1 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2 上屋入れよりはしけ取り・本船積みの場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。

3 なお、船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円

4 分担金等については、別掲料金表参照

(2) 直背後上屋入れより接岸本船積みの場合(B)

(1トンにつき、単位 円)

品目			内 訳		合計
			船積み料金	分担金等	船積み料金
ユニ タイ ズ 貨 物	パレタイズ貨物		3,443	11.25	3,454.25
	ノックダウン自動車・完成車 (重量5トン未満かつ容積20トン未満のもの)		3,048	11.25	3,059.25
包 装 品	袋物(紙・ビニール入りのもの)		4,765	11.25	4,776.25
	ベール物		4,477	11.25	4,488.25
	カー トン ケー スク レート	雑貨類、機械類 (1個当り5トン未満のもの)	4,802	11.25	4,813.25
		機械類(1個当り5トン以上のもの)	4,338	11.25	4,349.25
有 資 貨 物	タイヤ		3,713	11.25	3,724.25
	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)		4,204	11.25	4,215.25

(注) 1 本基本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下5%以内の金額を基本料金とすることができるものとします。

2 なお、船積料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。

a 手卸しの場合 1トンに付 210円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126円

3 分担金等については、別掲料金表参照

(3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積みの場合 (C) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
繊維製品	3,161	9	3,170
化学合成繊維(原料)	2,987	9	2,996
缶詰	3,161	9	3,170

- (注) 1 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることが出来るものとします。
- 2 本料金が適用される場合については、本料金のほかに、はしけ運送料金中のはしけ内荷捌料金を申し受けます。
- 3 なお、船積み料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手卸しの場合 1トンに付 210 円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126 円
- 4 庫内検量の為のはしけ替看貫及び記号仕訳は、別途申し受けます。
- 5 分担金等については、別掲料金表参照

(4) 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合 (D) (1トンにつき、単位 円)

品 目	内 訳		合計 船積み料金
	船積み料金	分担金等	
袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	5,520	10.50	5,530.50
雑貨類・機械類(1個当たり 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	5,480	10.50	5,490.50
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及び完成車、械類(1個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	4,632	10.50	4,642.50

- (注) 1 本料金については、委託者と協議の上、上記金額の上下 5%以内の金額を基本料金とすることが出来るものとします。
- 2 本料金は貨物の上屋入れからバンニングまでの料金であり、CY までのドレイエージ作業の費用及びバンニング時のラッシング作業の費用については、本料金のほかに実費を申し受けます。
- 3 なお、船積み料金以外で貨物搬入の際にトラック業者によってトラック卸し出来ない場合、手伝料金として下記料金を別途申し受けます。
- a 手卸しの場合 1トンに付 210 円 b 荷役機械使用の場合 1トンに付 126 円
- 4 分担金等については、別掲料金表参照

2 最低料金

1 件の最低料金は、当該貨物に係る基本料金の 1 トン分とします。

3 分担金等

区 分	(A) 上屋入れよりはしけ取り本船積みの場合	(B) 直背後上屋入れより接岸本船積みの場合	(C) 営業倉庫河岸舁受けより本船積みの場合	(D) 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合
港湾福利分担金	9 円 20 銭	5 円 20 銭	4 円 80 銭	4 円 80 銭
港湾労働法関係付加金	1 円 50 銭	1 円 50 銭	—	1 円 50 銭
労働安定基金	8 円 05 銭	4 円 55 銭	4 円 20 銭	4 円 20 銭
合計	18 円 75 銭	11 円 25 銭	9 円 00 銭	10 円 50 銭

4 消費税の加算

- (1) 料金の総額に 5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に 1 円未満の端数が生じたときは 1 円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この輸出貨物船積み料金は、輸出貨物(個品運送貨物に限る)の上屋入れ本船船側までの港湾運送を一貫して行う場合に適用します。

なお、本料金は、船積みに係る事務処理業務を含みます。

2 作業範囲

輸出貨物船積み料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 上屋入れよりはしけ取り、本船積みの場合(A)

輸出貨物を上屋戸前で受け、はしけ積みし、本船船側へ運送するまでの作業

(2) 直背後上屋入れより、接岸本船積みの場合(B)

輸出貨物を本船直背後上屋戸前で受け、接岸本船船側へ移送するまでの作業

(3) 営業倉庫河岸はしけ受けより本船積みの場合(C)

輸出貨物を営業倉庫河岸ではしけ受けし、本船船側へ運送するまでの作業

(4) 上屋入れよりバンニングの上 CY 渡しの場合(D)

輸出貨物を上屋(CFSを含む)戸前で受け、バンニングの上 CY へ移送するまでの作業

3 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4 最低料金

本料金は、1 件の請求額が当該貨物に係る基本料金の 1 トン分に満たない場合に適用します。

5 料金の計算方

料金の計算方は次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれかに大なる方とし、重量は 1,000 kg、容積は 1.133 m³をもって 1 トンとみなします。

6 その他

(1) 本料金を適用する作業において、半夜、土曜日及び日曜日・祝祭日に作業を行った場合は、当港で適用される港湾荷役料金(沿岸荷役料金)、はしけ運送料金及び検数料金におけるそれぞれの割増率を乗じて得た金額を別途加算し、申し受けます。

(2) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。

(3) 次の費用については実費を申し受けます。

ア 航路別(方面別)優先使用方式による公共ふ頭の公共上屋に搬入された貨物を当該ふ頭内において、搬入上屋直前バース以外のバースに接岸した本船まで横持ちする場合の横持ち費用

イ 上屋入れよりバンニングの上、CY 渡しの場合の CY までのドレイエージの費用及びバンニング時のラッシングの費用

ウ 委託者の要求により、小量貨物につき、特にはしけを使用した場合の費用

エ 委託者の要求により、貨物の荷造、改装、補修及び荷印の刷り込み等を行った費用

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

〔7〕 検数料 【参考】

一般社団法人全日検 Tel 503-7930
 一般社団法人日本貨物検数協会 Tel 201-1331
 平成7年8月4日 許可 平成7年8月12日 実施

I 料金の種類及び額

1 基本料金

(1 トンにつき、単位 円)

品 目			一類港	二類港	その他の港湾
コンテナ	実 入		95.80	92.50	88.30
	空		91.30	88.20	84.20
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車			135.70	115.30	101.90
袋物・ベール物			180.70	153.70	135.70
冷凍品・冷蔵品			375.60	293.10	266.80
木 材	水落しのもの	南洋材	100.60	97.10	92.70
		その他材	164.70	140.00	123.70
	岸壁揚のもの				
鋼管(口径 12 インチ以上)、鉄鋼コイル			135.70	115.30	101.90
一般鋼材 (工場専用岸壁扱いのもの)			228.10	178.00	162.20
専用船 揚積貨物	コンテナ	実 入	62.70	56.10	50.40
		空	59.80	53.50	48.00
	ノックダウン自動車		95.50	86.50	78.60
	パルプ		124.00	112.80	101.30
一般雑貨			267.50	208.60	190.10

- (注) 1 一類港、二類港及びその他の港湾は、別表のとおりです。
 2 木材(原木のプレスリング状態のものに限る)については、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。
 3 コンテナ詰又はコンテナ出しされる貨物に係る基本料金は、次のとおりとします。

(1 トンにつき、単位 円)

袋物・ベール物及びこれらに類似した作業能率のもの	349.70
雑貨類・機械類(1 個当たり 5 トン未満のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	329.00
ユニタイズ貨物、ノックダウン自動車及びに完成車、機械類(1 個当たり 5 トン以上のもの)及びこれらに類似した作業能率のもの	309.50

(1) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿・取扱数量等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半夜作業	16 時 30 分から 21 時 30 分までの間における作業	基本料金の 6 割増
日曜日・祝祭日作業	日曜日・祝祭日における作業	基本料金の 10 割増
冬期作業	(注)の港湾において 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に行う作業	基本料金の 3 割増

(注) 冬期作業割増が適用される港湾は次のとおりとします。

稚内港、留萌港、小樽港、函館港、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、両津港、直江津港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、宮津港及び境港とします。

3 割引料金

割引料金は次のとおりとします。

長期大量割引

同一委託者からの同一貨物の引受が、次のいずれの項目にも該当する場合、基本料金の5%引

- ①3 か月以上の長期契約があること。
- ②1 か月間に2 回以上の反復継続の引受があること。
- ③1 回当たりの取扱量が3,000 トンを超えること。

4 諸料金

(1) 待機料金

(1 口 1 時間につき、単位 円)

待機料金は、次のとおりとします。

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	4,557	3,555	3,235
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	7,089	5,530	5,032

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候、或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

最低料金は、次のとおりとします。

(1 口 1 時間につき、単位 円)

昼夜区分	一類港	二類港	その他の港湾
昼間 (8 時 30 分から 16 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660
半夜 (16 時 30 分から 21 時 30 分まで)	36,150	28,200	25,660

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が検数事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

1) 作業手配の取消しの場合

- ①昼間作業の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間作業の最低賃金を適用します。
- ②半夜作業の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消しについては、半夜作業の最低料金を適用します。

2) 半端作業等の場合

作業開始後における中止又は少量作業、或いは待機が伴ったこと等により、昼間作業及び半夜作業の区分毎に当該作業に係る請求金額が、それぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

(3) 撤穀飼類の受渡しに係る書類作成料は、次のとおりとします。

(メイズ・マイロ・大豆・大麦)

(1 トンにつき、単位 円)

	一類港	二類港	その他の港湾
書類作成料	42.50	33.30	30.20

5 分担金等

区 分	内 容	金 額
港湾福利分担金	各貨物(一律)1 トンにつき	40 銭
労働安定基金	各貨物(一律)1 トンにつき	35 銭

6 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

II 料金の適用方

1 適用範囲

この料金は、検数作業を行う場合に適用します。

2 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

- (1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000 kg、容積は1.133 m³をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは、実入り・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

3 その他

- (1) 特殊貨物(塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)、雨天・雪天時作業及び特殊作業(海難船作業、防波堤外作業、荒天時作業、特殊船作業、荷印・仕訳を伴う作業等)の場合は、基本料金のほかに委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (2) 工場専用岸壁における検数付帯作業については、委託者と協議の上、決定した金額を申し受けます。
- (3) 出張検数を行う場合の出張費用は、実費を申し受けます。
- (4) 委託者の要求により、ブロックストウェージ作業、パレタイズ立会作業、輸出免状整理作業を行った場合及び特別な書類(ファイナルストウェージプラン、コンテナロードプラン、コンテナ詰証明書、輸入ポートノート等)を作成した場合は、実費を申し受けます。
- (5) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取決め又は、慣習によります。

(別表) 港類表

一類港	鹿島港、千葉港、木更津港、京浜港、横須賀港、清水港、名古屋港、四日市港、大阪港、尼崎、西宮、芦屋港、神戸港、関門港、博多港
二類港	稚内港、留萌港、小樽、室蘭港、苫小牧港、釧路港、青森港、大湊港、八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、石巻港、塩釜港、小名浜港、秋田船川港、酒田港、新潟港、直江津港、日立港、田子の浦港、豊橋港、蒲郡港、衣浦港、伏木富山港、七尾港、金沢港、敦賀港、舞鶴港、和歌山下津港、阪南港、東播磨港、姫路港、坂出港、新居浜港、呉港、広島港、境港、徳山下松港、宇部港、小野田港、荏田港、三池港、唐津港、伊万里港、臼杵港、相浦港、佐世保港、長崎港、大分港、鹿児島港、運天港、那覇港

(注) 上記以外の港湾は、その他の港湾とします。

検数に係る付帯作業等の料金について

1 料金表Ⅱ-7-(4)に係る作業および書類作成の料金

(1) 委託者の要求による特別作業

ア パレタイズ立会料金……………1 トンにつき 428 円

イ ブロックストウェージ作業……………エキストラ料金

(2) 委託者の要求による特別な書類作成等の実費

ア 輸出免状整理料金……………免状 1 件につき 390 円

イ 輸入ボートノート作成料金……………1 通につき 740 円

ウ CLP 作成料金……………1 件につき 2,600 円

エ CERTIFICATE (証明書) 作成料金……………1 件につき (2 通正・副) 2,600 円
……………1 通増すごとに 650 円

オ ファイナルストウェージプランおよびブロックストウェージプラン作成に際して、増員を必要とする場合は、エキストラ料金を適用します。

カ 撤貨物(穀飼類を除く)等の本船書類整理料金……………1 トンにつき 90 円

2 料金表に記載のない貨物のうち、汚損・危険品の基本料金 (1 トンにつき、単位 円)

貨物区分	一類港	二類港	その他の港湾
汚損品乙類 危険品丙類	325.80	252.80	231.70
汚損品甲類 危険品乙類	375.60	294.10	268.30
危険品甲類 非鉄金属	498.80	389.50	355.20

(注)汚損品および危険品の甲・乙・丙の分類は下表によります。

汚損品	汚損品甲類	カーボンブラック・黒鉛・生塩漬獣皮
	汚損品乙類	ソーダー灰・マグネシア・木炭・血粉・骨粉・魚粉・その他類似品
危険品	危険品甲類	火薬・爆薬・火工品・金属ナトリウム・金属カリウム・マグネシウム粉末
	危険品乙類	過酸化物・過塩素酸塩類・二硫化炭素・硝酸アンモニア・ベンジン・エーテル・揮発油・酒精・石油・液化アンモニア・セルロイドおよび同製品・生石灰・油布紙・その他可燃性または引火性物(引火点摂氏 27 度以下のもの)・硫酸・硝酸・塩酸・圧縮瓦斯・その他類似品
	危険品丙類	樟脳および同製品・ニトロ染料類・晒粉・燐化カルシウム・硝石・カーバイドその他類似品ならびに甲類・乙類に属さない危険性貨物
非鉄金属	非鉄インゴット及び電気銅	亜鉛・鉛・銅・錫・アルミ

3 割増料金

(1) 日曜日・祝祭日の作業は基本料金、諸料金(待機料金・最低料金・エキストラ料金 1) に対して、それぞれの料金の 10 割増とします。

(2) 深夜作業割増

深夜作業(21 時 30 分から翌日 05 時まで)は、基本料金の 13 割増とします。

翌日 05 時以降継続して作業を行った場合も、基本料金の 13 割増とします

(3) 深夜待機料金

(1 口 1 時間につき)

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜 (21 時 30 分から翌日 05 時まで)	10,481 円	8,177 円	7,441 円

(4) 深夜最低料金

(1口につき)

区分	一類港	二類港	その他の港湾
深夜 (21時30分から翌日05時まで)	77,200円	60,200円	54,900円

上記1-(1)、1-(2)ーカ、および2の料金に対しては、認可料金に定められた割増料金・分担金等の規定を準用します。

料金表記載の長期大量割引について

同一委託者からの同一貨物の引受において、次のいずれにも該当する場合は、当該貨物の全量について基本料金の5%に相当する額を当該引受に係る請求額から割引きます。

- (1) 3か月以上の長期契約があること。
- (2) 「1か月間に2回以上の反復継続の引受があること」とは、同一港での作業引受を基準とします。
- (3) 「1回当たりの取扱量が、3,000トンを超えること」とは、1港1船1作業(場所)を単位とします。
- (4) 「同一貨物」とは、料金表の類似品目区分(次頁)とします。
- (5) 料金表による協議料金及び諸料金については、割引対象外とします。

エキストラ料金

特殊な業務に従事し、トン数によって料金計算ができない場合には、下記の料金とします。

1 1人1シフト当たり

昼間(08時30分～16時30分)……………44,400円

半夜(16時30分～21時30分)……………37,400円

深夜(21時30分～05時00分)……………95,300円

(注)上記の料金に対しては、許可料金に定められた割増料金の規定を準用します。

2 1人1ヶ月当たり

時間外を含まない場合……………809,000円

時間外1時間につき……………3,990円

時間外25時間以内を含む場合……………891,000円

上記料金の適用期間は、平成7年4月1日から平成8年3月31日までとします。

※ 消費税の加算

- (1) 料金の総額に5%を乗じて計算します。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。但し、免税となる取引には適用しません。

類似品目表

品 目		類似品目	
一般雑貨	雑貨類	雑貨・パルプ及び紙類・繊維製品・缶詰・煙草・薬品類・染料及び塗料類・ゴム及びゴム製品・合成ゴム・石綿・乾燥獣皮・合板・合成樹脂(含原料)・ピッチ・化学品・竹材・食料品(含嗜好品)・アニマルボーン・コーヒー／ココアビーン・油糧種実	
	機械器具類	機械(1 個当たり 5 トン未満のもの)・器具・部品・金物製品・単車・自転車・CKD(1 港 1 船積 1,000 トン未満)	
	窯製品類	陶磁器・タイル・耐火レンガ・ガラス類	
	油類	鉱・魚・動・植物油・油脂	
	鉱石類	鉱石（袋物）・石材	
	ソーダー類	石灰・ソーダー・アルミナ	
	繊維原料類	生糸・繭・合成繊維原料	
	屑鉄類	屑鉄(撒を除く)	
	青果類	野菜・果物(冷凍品、冷蔵品を除く)	
	一般鋼材	一般港揚・積の鋼材(口径 12” 未満の鋼管を含む)	
	車輛・舟艇	車輛・舟艇(単体 20 トン未満のもの)	
	製材	製材(撒)(はしけ・岸壁取り)	
	コンテナ	実入	20 型、40 型コンテナ実入(在来船扱いのもの)
空		20 型、40 型コンテナ空(在来船扱いのもの)	
ユニタイズ貨物	パレタイズ・プレスリング貨物(1 ユニット内の個数無関係のもの)・車輛・舟艇(単体 20 トン以上のもの)・機械(1 個当たり 5 トン以上のもの)		
ノックダウン自動車	ノックダウン自動車(1 港 1 船積 1,000 トン以上)		
袋物・ベールものの	肥料・セメント 砂糖(麻袋)塩(すべての包装品)・飼料用ペレット・大麦・ふすま・米・雑豆・メイズ・マイロ・大豆 綿花・羊毛・麻		
冷凍品・冷蔵品	冷凍魚・冷凍肉・その他冷凍食品(温度に関係なく適用します)		
木材	水落しのもの	南洋材 米材・その他	
	岸壁揚のもの	南洋材・米材・北洋材・その他木材（製材の撒を除く）	
鋼管（口径 12” 以上）	鋼管（口径 12” 以上のもの）		
鉄鋼コイル	鉄鋼コイル		
一般鋼材	工場専用岸壁扱いのもの		
専用船揚積貨物	コンテナ	実入	20 型、40 型コンテナ実入（コンテナ専用船扱いのもの）
		空	20 型、40 型コンテナ空（コンテナ専用船扱いのもの）
	ノックダウン自動車専用船扱いのもの		
パルプ専用船扱いのもの			

コンテナ詰又はコンテナ出し貨物	(A) 袋物・ベール物	多種類貨物・荷役及びサイズの異なる貨物又は破損・汚損・危険貨物等で特に手数を要するもの コーヒー／ココアビーン・魚粉・骨粉・陶磁器・ガラス類・タイヤ・その他
	(B) 雑貨類	(A)(C)以外の標準的作業能率のもの 一般雑貨・電気製品類・繊維製品・パイプ(口径4～8インチのもの)・青果類・オートパーツ・缶詰・機械類(1個当たり5トン未満のもの)・その他
	(C) ユニタイズ貨物類	単一貨物等定型化されている貨物で作業能率の良いもの ユニタイズ貨物・ノックダウン自動車・完成車・製材・石材・アルミインゴット・牧草・葉タバコ・機械類(1個当たり5トン以上のもの)・その他

係数適用表

(A)	ALFALFA HAY CUBE	アルファルファ ヘイ キューブ	2.0
	ALFALFA MEAL (P' BAG)	アルファルファ ミール (紙袋)	1.9
	ALMOND SHELL MEAL	アーモンド 穀粕	1.6
	ALMOND	アーモンド	1.5
	ANIMAL HOOF & HORN	獣蹄、角	1.3
(B)	BAMBOO BEAN	バンブー ビーン	1.2
	BARLEY	大麦	1.2
	BEET PULP PELLET (IRAN)	ビート パルプ ペレット(イラン産)	1.8
	BEET PULP PELLET (U. S. A)	ビート パルプ ペレット(米国産)	1.3
	BEET PULP (JUTE BAG)	ビート パルプ (麻袋)	3.0
	BEET PULP (BALE)	ビートパルプ (ペール)	2.5
	BLACK MATPE	ブラック マツペ	1.2
	BLOOD MEAL	血粉	1.5
	BLUE PEA	エンドウ豆	1.2
	BONE MEAL	骨粉	1.5
	BONE MEAL PELLET	粒状骨粉	1.1
	BRAN	ふすま	1.8
	BUCKWHEAT	そば	1.5
	BUTTER BEAN	バター ビーン	1.4
(C)	CANARY SEED	カナリー シード	1.3
	CASEIN	カゼイン	1.5
	CASTOR SEED MEAL	ひま粕	1.4
	CASTOR SEED	ひま種子	1.4
	CASSAVA MEAL	カサバ 粕	1.8
	CASSAVA ROOT CHIP	カサバ 根くず	2.6
	CATTLE HOOF	牛のひづめ	2.8
	CHARCOAL	木炭・炭	2.0
	CHEST NUT	栗	1.7
	CHINESE CASSAVA STARCH	中国産カサバ 澱粉	1.5
	COCOA BEAN	ココア豆	1.6
	COFFEE BEAN	コーヒー豆	1.6
	COCOON	かいこ (まゆ)	2.3
	COCOON MEAL	まゆくず	1.5
	COPRA	コプラ (椰子)	2.0
	COPRA MEAL	コプラ粕	1.5
	CRUSHED BONE	碎骨	1.4
	COTTON SEED MEAL	綿実の粕	1.3
	COTTON SEED MEAL PELLET	綿実の粕 (粒状)	1.2
	COTTON SEED	綿実	2.0
(D)	DRUM (STEEL)	ドラム (鉄製)	11.0
	DRUM (FIBER)	ドラム (ファイバー)	7.7
(F)	FEATHER MEAL	フェザー ミール	1.5
	FEED PELLET	飼料 (粒状)	1.8
	FEED SCREENING	飼料粕	1.2
	FEED OATS	カラス麦	1.8
	FISH MEAL (HOME MADE)	魚粉 (国産)	1.4
	FISH MEAL (IMPORT)	魚粉 (輸入)	1.8
	FLAX SEED	亜麻種子	1.3
	FLOWER SEED	花種子	1.5
(G)	GREEN PEAS	グリーン ピース	1.2
	GROUNDNUT MEAL	落花生粕	1.5

	GROUNDNUT	落花生	1.6
(II)	HEMP SEED	大麻種子	1.7
	HOOF HORN MEAL	獣蹄角等のくず	1.4
	HOP	ホップ（球果状）	2.8
(I)	INDIAN KAPOK SEED MEAL	インド産カポックシート粕	1.6
(J)	JUTE YARN	黄麻セリ	3.0
(K)	KAPOK SEED	カポックの種子	2.0
	KAPOK SEED MEAL	カポックの種実粕	1.2
(I.)	LACTOSE	ラクトセ（乳糖）	1.5
(M)	MALT	麦芽（ビール麦）	1.7
	MAIZE	とうもろこし	1.2
	MAIZE COB MEAL (CHINA)	とうもろこし固形状粕（中国産）	3.3
	MAIZE MEAL	とうもろこし粕	1.3
	MEAT MEAL	肉粕	1.4
	MEAT BONE MEAL	肉粉粕	1.2
	MILK (P' BAG)	ミルク（紙袋）	1.5—1.9
	MILK POWDER	粉ミルク	1.5
	MILLET	もろこし類	1.2
	MILLET SEED	きび種	1.3
	MILO	マロ（もろこしの一種）	1.2
	MIXED ANIMAL HOOE	獣類のひずめ	2.8
	MUSTARD SEED	からし種子	1.3
(N)	NIGER SEED	植物の種子	1.5
(O)	OATS	えん麦	1.8
	OATS HUSK	えん麦の皮	3.0
(P)	PALMKERNEL MEAL	油やしの粕	1.6
	PELLET	粒	1.3
	POLLARD	ポラード	1.8
(R)	RAPE SEED	ナタネ種子	1.3
	RAPE SEED MEAL	ナタネ種子粕	1.7
	RED BEAN	小豆	1.2
	RICE BRAN	米ぬか	1.8
	RICE	米	1.3
	RICE BRAN MEAL	米ぬか粕	1.5
	RYE	ライ麦	1.2
(S)	SAFFLOWER SEED MEAL	紅花種子粕	1.8
	SAFFLOWER MEAL	紅花粕	1.8
	SAFFLOWER SEED	紅花種子	1.5
	SESAME SEED	ゴマ	1.5
	SEAWEED	海藻	1.5
	SHELLED ACORN	殻付どんぐり	1.3
	SILK WORM	まゆ	1.4
	SOYA BEAN	大豆	1.2
	SOYA BEAN MEAL	大豆粕	1.5
	SUNFLOWER SEED	ひまわり種子	2.0
(T)	TAPIOKA (THAILAND)	タピオカ（タイ国産）	2.2
	TAPIOKA FLOUR	タピオカ粉	1.3
	TAPIOKA	タピオカ	1.3
	TEA	茶	4.0
(W)	WHEY POWDER	凝乳粉	1.8

7